

中小企業の経営資源引継ぎ・事業再編支援

Q：新型コロナの影響下で後継者不在の中小企業に対する支援策で、活用可能な補助金等を教えてください。

A：経営資源引継ぎや事業再編支援制度がスタート。

1. **制度概要**：中小企業の経営資源や、雇用・技術を次世代へ引継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、新型コロナの影響下で後継者不在の中小企業の経営資源引継ぎや事業再編を後押しする制度です。

2. **対象者**：業種別に資本金要件（5千万円以下～3億円以下）又は従業員要件（50人以下～900人以下）を満たす中小企業者が対象予定です。

3. **経営資源引継ぎ補助金**：中小企業の第三者承継時の負担である土業専門家の活用に係る費用（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）

を補助する制度です。又、経営資源の一部を引継ぎ、廃業する場合、売主の廃業費用も補助対象となります。公募は令和2年6月から9月になる予定です。

枠組	補助対象	補助率	補助上限額
<p>既存事業の 廃業費用</p> <p>株式・事業</p> <p>専門家報酬</p>	<p><買い手> 専門家への報酬 (仲介手数料等)</p>	2/3	200万円
	<p><売り手> 専門家への報酬 + 既存事業の廃業費用</p>	2/3	650万円

※売り手のみ・買い手のみが申請し、補助を受けることも可能

4. **事業引継ぎ支援センターの体制強化**：新型コロナの影響を受け、事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な中小企業等に対し、専門家を派遣しM&A等、第三者承継の支援を実施します。



5. **中小企業経営力強化支援ファンド**：新型コロナの影響で業況が悪化した地域の核となる中小企業に資本注入する官民ファンド「中小企業経営力強化支援ファンド」を令和2年8～9月に創設する予定です。第2次補正予算で500億円を計上する方向で、中小企業基盤整備機構が出資、民間金融機関からも出資を募る予定。新型コロナの第2波にも備え、継続的な支援を実施します。1社当りの投資額は数千万円で、債権買取り、債務の株式化（DDS）も実施。又、事業引継ぎ支援センターとも連携、経営力強化とその後の成長を全面サポートする。詳細は中小企業庁ホームページ参照。

令和2年5月
税理士法人石井会計